

令和2年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月12日(火) 午後1時30分から午後4時55分

2. 開催場所 鳥取市役所本庁舎 6階会議室(6-5, 6-6)

3. 出席委員 (21名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田淵緑
委員	1番	家根宗継	委員	13番	岩永正司
〃	2番	川上信温	〃	14番	香川恵
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤修
〃	6番	大西淳	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆	〃	19番	田中和美
〃	8番	山田準二	〃	21番	福安修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川重雄
〃	11番	小林勉	〃	24番	安東和彦
〃	12番	猪口実			

4. 欠席委員 (3名)

委員	15番	山口三子夫	委員	23番	福田収
〃	20番	村田幸範			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明について

議案第11号 鳥取市農用地利用集積計画について

議案第12号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について

(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について

(6) 農地の形状変更届出書の受理について

(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

7. 会議内容

	開会：午後1時30分
会長職務代理者 議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第2回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在21名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、16番 福田淳一郎委員、17番 加藤委員を指名します。では、議事に入ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号3番につきましては、河原町中井地内の畑、1,404㎡と河原町本鹿地内の畑、288㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から徒歩5分以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は52アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田淵委員	河原町中井の方は、以前より譲受人が作っておられる所です。ですので、売買が行われた後も継続して作られ、周辺の農地に支障が出ることは今までもなかったもので、これからのこともないと思います。農機具等も必要なものは揃っているようです。河原町本鹿の方は、少し離れた所にありまして、下限面積に足りないために分けてもらうことになったようです。許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号4番につきましては、気高町八束水地内の畑、479㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は77アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

田中和委員 現状は畑ですけど、ハウスの跡になっているようでした。残土が持ってきてあって、我々審議するのに3条の部分、購入したら作らなければならないということがあるので、これを埋め立てられた場合には、許可できませんと譲受人へはっきり言ってきました。

議長 この件について、担当委員は不許可案件ではないかということでした。その他意見はありますか。

建部委員 担当委員がダメと言っているのです、この案件は却下ではないでしょうか。

田中和委員 今回は保留にして、早急に残土を撤去してもらい、撤去の見込みがなければ取り下げをして欲しいと譲受人へ言っています。そこを協議してもらったらいいいと思います。

議長 担当農業委員の方から保留でどうかとのことです。よろしいでしょうか。

小林勉委員 保留ではなく、不許可ではないか。

議長 事務局、取扱いの方は、どうなりますか。条件付許可はどうですか。

田中和委員 それは認めたくありません。

議長 現状は、残土があって、撤去すれば許可案件だとの考えがありますが、取扱いはどうか。

事務局 事務局としては、譲受人に連絡をとって、残土を撤去する意志があるかどうかを確認して、来月以降に再度、審議していただけないかと思いま。

議長 そのことを譲受人へ伝えて、今回は却下でよろしいでしょうか。
整理番号4番については、不許可としま。
続きまして整理番号5番を審議しま。事務局の説明を求めま。

事務局 整理番号5番につきましては、河原町佐貫地内の畑1筆、56㎡を贈与により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は48アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

猪口委員 宅地にした所の残りです。56㎡の猫の額程度の所で、花等を植える程度の土地です。譲渡人は、譲受人と親戚で県外に住んでおり、この農地を所有していてもどうすることも出来ません。譲受人はすぐ横に田圃も所有しており、荒地になることはないと思われまので、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めま。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号6番を審議します。事務局の説明を求めま。

事務局 整理番号6番につきましては、河原町水根地内の畑1筆、1,646㎡を贈与により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は80アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

	<p>申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
猪 口 委 員	<p>譲渡人の年齢が70代になって、耕作できないから、譲受人へ渡すということです。引継ぎ者を作るという意味では良いことだと思います。譲受人は何年か前から、丘のような土地ですが、草刈りをしており、荒地になることはないので、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号5番につきましては、造成を転用目的とするものです。 申請地は、竹生地内の田2筆、畑2筆、合計1,658㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、既存施設の拡張です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
大 西 委 員	<p>5月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は年2回程度の草刈りを行っている休耕地となっております。譲受人が江山学園の工事に伴い造成したいとのことで、隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号4番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、416㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に鹿野地区保健センターおよび鹿野温泉病院などが位置しています。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員と現地確認しました。申請地周辺は宅地化しております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号5番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号5番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、鹿野町今市地内の畑1筆、183㎡です。農地区分は、第2種農地、駅・役場等から500m以内に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員と現地確認しました。申請地は譲受人の自宅の裏手に位置しております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。
建部委員	本件は申請地が駅・役場等から500m以内のため第2種農地となっているが、駅・役場等から300m以内であれば第3種農地に区分されると認識しているが、これは距離的な違いのみなのか。
事務局	そのとおりです。
建部委員	では、自動車道のICから500m以内であれば、第2種農地として区分されるのか。
議長	農業委員として任命された際にいただいた手引きの冊子に詳細が記載されていますの

		で、そちらをご確認ください。
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号6番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号6番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、松原地内の田1筆、405㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福田淳委員		<p>4月30日に担当推進委員と現地確認しました。申請人に聞き取りしたところ、申請人は親子関係であり、現在は納屋を改修し居住しているが手狭なため、住宅を建築したいとのことで、隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号7番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号7番につきましては、駐車場と資材置場を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、湖山町北六丁目地内の畑1筆、1,028㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っていますが、顛末書及び農地復元計画書が提出されております。必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員		<p>この申請地は農業振興地域でしたが、除外の手続がされており農地転用が見込める段階になりました。5月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。譲渡人は県外におられましてこの申請地は草がはえており、遊休農地となっております。転用目的も妥当であります。ただ1つ5条申請については、譲受人が過去に違反転用等を行っていないかという点で、譲受人の会社の前に大きな広い農地がございます。その農地を譲受人が</p>

	勝手に砂利を敷いて駐車場にして使用している状況でして、違反転用等を行っていないかという点にチェックが入りました。事務局に確認したところ、顛末書及び農地復元計画書が提出されております。その農地復元計画書には、勝手に砂利を敷いて駐車場にして使用して申し訳ありませんでした。今後の対策として敷地内の砂利を撤去しますとあります。復元の期間も記入してあります。今日、許可と決めてしまいますと、復元計画より先に認めてしまうこととなりますので、復元を先にしていただいたら、何ら問題もなく許可できるのではないかと考えておるところです。
議 長	違反している農地を是正している状況でしょうか。
川上委員	5月7日の時点では車は停めてありませんでした。ですが、今日現地に行ってみましたが、作業車が停めてありました。ですから、いまだに使用しているということです。許可を得ようとするなら、ひと月位停めずには是正して、後ろ指を指されるようなことをしないようにして、申請をやり直したらいいと思います。
議 長	皆さんのご意見をお聞かせいただけたらと思います。
田中和委員	この件につきまして、会社の方はISOをとってらっしゃいますよね、ISOをとっている会社が違反転用していたら取消になりますよ。この辺のことをなぜ事務局はわれわれ農業委員に伝えないのですか。苦情があったらISO取消になりますよ。
議 長	担当委員はまだ改善が出来ていないということで、今、許可するのが厳しいということですね。
川上委員	改善して、確認後に申請をしていただけたらと思います。
岩永委員	是正してから再度、提出してもらったらいいと思います。
議 長	以上で質疑を打ち切ります。 整理番号7番について、皆さんが不許可ということでご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は不許可とします。 続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号8番につきましては、店舗を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町青谷地内の田2筆、合計2,040㎡です。農地区分は、第2種農地、駅・役場等から500m以内に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はであると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	4月31日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。隣接耕作者からの同意も得られております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号9番につきましては、資材置場を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、上味野地内の田1筆、253㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
大 西 委 員		<p>5月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は、草が生えていましたが、チェックシートのすべてを満たしておりますし、隣接の耕作者の同意書もございます。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号10番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号10番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、河原町今在家地内の畑2筆、田1筆、合計219㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
谷 口 伸 委 員		<p>申請地は、河原町今在家の集落のある隣接地として、譲渡人の息子さんの家を建築するというものです。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。
事	務	整理番号11番につきましては、事務所、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、鹿野町寺内田1筆、2,057㎡のうち188.64㎡です。農地区分は、 農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、農用地利用計画指定用途です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画で あり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当 であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
砂	川	申請地は、鳥取市のプロジェクトで温泉熱を利用したイチゴの栽培を計画しておりまし て、いよいよそれが動き出したということです。そのための事務所や駐車場スペースが必要 となったもので、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周 辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号12番を審議します。事務局の説明を求めます。
事	務	整理番号12番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、倭文地内の畑1筆、1,560㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の 生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画で あり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当 であると判断します。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
建	部	太陽光発電施設は、この周辺には5例目となります。4例目までは同意書がありました が、今回の申請の5例目には近隣の同意書がございません。全く同意を得られてない状態 です。近隣の方はみなさん反対しております。地区の区長にも相談いたしました。集落 の真ん中に太陽光発電施設を作るのは困るとのことです。有田推進委員とも相談をしまし たが、反対との意見でした。事業計画書の転用しようとする理由についてですが、全体の 面積及び日照の障害が少なく発電効率が良い、また、隣地土地所有者皆様はじめ地域の方々 が協力的であり事業展開が支障なく進められるという文面で書類提出してあります。近隣 の方は皆さん反対しておられます。同意しているのは県道を挟んで反対側の方と申請地の 所有者だけです。私と有田推進委員も転用することに問題があると判断します。ご審議の ほどよろしくをお願いします。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。
小林勉委員	委員が反対しているのだから、反対でいいのでは。
議 長	協議をしたいと思います。現状は今どのような状況なのでしょうか。
建 部 委 員	現状は草刈りをして、転用の準備をしております。近隣の方に同意の無いものが、農業委員、推進委員として、賛成です転用してくださいとは言えません。私一人で決断できませんので、農業委員の皆さんで賛成、反対を決めていただけたらと思います。
議 長	太陽光発電施設の問題はいろいろなところがありますが、同意書がないと厳しいとは思いますが、法的に同意書の添付が必要ではないということ、不許可にする場合、意思決定の過程ですとか、根拠を示した方がいいと思います。この土地は遊休農地ということですが、この土地を有効利用するという観点からは、太陽光発電施設がマイナスというわけではなく、開発行為として、イメージ的に農業に携わっている者に対しては、あまり良くないと思われるかもしれませんが、不許可にする場合には根拠を示さないといけません。
岩 永 委 員	この案件に対しては地域の住民が嫌がることであり、法的には問題がなくても、人道的にも地域の同意が得られないものは許可ができないというのが、農業委員会の意見として添付して不許可としたらいいと思います。
議 長	担当の農業委員が不許可と言っていますが、住民の理解が得られてないことを進めるということは、許可できないということで皆さんはよろしいでしょうか。法的に同意書の添付は必要ではないですが、担当委員の現地調査の結果から、事業計画書の転用しようとする理由について、疑義が認められるため、不許可ということでご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、整理番号12番については、不許可ということで決定いたします。
議 長	では議案第10号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第10号非農地証明について説明します。 整理番号11番の申請地は、西品治地内の田1筆、37㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
会長職務代理者	では、担当農業委員の報告をお願いします。
濱 田 委 員	4月28日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号12番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	整理番号12番の申請地は、湖山町北四丁目地内の畑2筆、合計107㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	5月7日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請人の自宅、申請地付近の畑への進入路として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号13番の申請地は、河原町中井地内の田2筆、合計360㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田渕委員	5月8日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は集落内の住宅に囲まれた農地であり、申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号14番の申請地は、福部町細川地内の畑1筆、1,093㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	4月28日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は戦後の農地改革により譲渡された土地で、申請地の現況は、一部家庭菜園として利用されておりましたが、供養塔および代々の住職の墓地等といった境内地として利用されておりました。人為的潰

		<p>廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号15番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号15番の申請地は、河原町佐貫地内の畑1筆、2,776㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
猪 口 委 員		<p>5月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は丘のような場所に位置しており、農業機械が進入できる通路が無く、水源が無い農地であり、申請地の現況は、以前に果樹園として利用されておりましたが、現在は耕作放棄され原野化しております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号16番は整理番号17番、18番、19番および20番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>整理番号16番の申請地は、河原町北村地内の田1筆、1,600㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号17番の申請地は、河原町北村地内の田1筆、343㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号18番の申請地は、河原町北村地内の畑1筆、935㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号19番の申請地は、河原町北村地内の畑1筆、525㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号20番の申請地は、河原町北村地内の畑1筆、1,008㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
田 淵 委 員		<p>5月1日に申請人4名、地元総区長、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は土砂崩れにより農業機械が進入できる通路は無く、歩行でないと進入できない農地であり、申請地の現況は、以前に果樹園等として利用されておりましたが、現在はヒノ</p>

	<p>キが植林され、笹が繁茂し、山林化しておりました。また、北村地区では森林整備計画が進められており、今後は作業道を整備する予定です。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
福安委員	<p>森林整備計画を進めていくにあたっては今後非常に大事な手続きになっていくと思います。</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号16番、17番、18番、19番および20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号21番は整理番号22番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号21番の申請地は、福部町栗谷地内の田4筆、合計7,413㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号22番の申請地は、福部町栗谷地内の田1筆、982㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
香川委員	<p>4月28日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は山林およびJRの線路に囲まれ進入路が無く、昨年までの農地パトロールでは申請地の一部をB分類として判定しており、今年度以降も順次B分類として判定する予定にしていた農地であり、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番および22番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号23番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号23番の申請地は、河原町西円通寺地内の田3筆、合計3,208㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
谷口伸委員	<p>5月8日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、埋立てがなされ碎石置場等として利用されております。昨年12月に違反転用地に対する今後の方</p>

	向性を検討した区域になりますが、申請地の隣接地は違反状態を是正しておられますので、本件についても、同様に農地復元を求めるべきではないかと考えます。よって、本件については、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しておりますが、承認することには問題があると判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
岩 永 委 員	約5～6年前のことですが、本件と同じ申請地で5条申請をされる予定とのことだったので、当時の河原町の農業委員5～6人で申請人とお話させていただく機会がありましたが、その際には農地に復元していただくよう指導した経緯がありますので、本件を承認することには問題があるように思います。
小林勉委員	申請地は農業振興地域内農用地区域内農地ではないのか。
事 務 局	申請地は農業振興地域内農用地区域外農地です。
議 長	申請地周辺は鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直された区域になるため、今後、農地転用に関する相談等が増えることが想定されますので、先程も谷口伸委員が報告したように、昨年12月に違反転用地に対する今後の方向性を検討した経緯があります。
小林勉委員	以前にほ場整備した区域を農業振興地域内農用地区域から除外することには疑問を感じます。
建 部 委 員	昨年12月に検討した際には、農地復元を求めずに非農地証明で対応するといった案も示されたと記憶しておりますし、県の担当部局とも協議済みであったと認識しておりますので、本件を承認することに問題ないと考えます。また、申請地の隣接地は違反状態を是正しておられますが、農地への復元に関しては不完全だと思います。トラクターが入れないような状態は農地ではないと思います。
議 長	昨年12月に検討した際に、農地復元を求めるべきではないかという意見が多かったため、申請地の隣接地については違反状態を是正していただくよう既に指導しておりますので、同じような状況の隣接する土地で対応が違うというのは道理が合わないと思います。
建 部 委 員	申請人から聞いた話によると、鳥取自動車道が開通したことにより申請地の前面道路である市道を拡幅した際に、申請地を農地以外の地目に変えてもらうよう県の担当者にお伝えしているようです。それは行政の怠慢ではないのか。
小林勉委員	県・市が協議を重ねて申請地周辺を農業振興地域内農用地区域外として位置付けているのであれば、本件を承認することに問題ないと考えます。
議 長	昨年12月に検討した際には、農地復元を求めずに非農地証明で対応するとなれば過去の違反転用を安易に認めることになってしまうので、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただく必要があるという結論に至ったと認識しております。申請人の状況等について、事務局より補足説明をお願いします。
事 務 局	昨年12月に検討していただいた際に、農地復元を求めるべきではないかという意見を多くいただいたため、申請地周辺の違反転用地については基本的に農地復元し違反状態を是正していただくよう指導していく方向性で考えております。 申請地については、以前より違反転用地として指導を行ってきた土地になります。また、申請人については、申請地以外の農地においても違反転用地を所有しておられ、その違反転用地は農業振興地域内農用地区域内農地になります。こういった場合、鳥取市農業委員会として今後どう対応していくのかといったことも踏まえながらご審議いただきたいと考

	えております。
議 長	申請地の西側にある県道の西側に広がっているほ場は農業振興地域内農用地区域になります。申請人については、その区域にも違反転用地を所有しておられる状況です。本件については、農地法および鳥取県非農地証明対象地基準上では問題無いかもしれませんが、申請人が申請地以外の農地において違反転用地を所有しておられる場合、鳥取市農業委員会としてどう判断・対応するのかが重要になると思います。
建 部 委 員	申請人から聞いた話によると、申請地以外には違反転用地を所有していないとのことでした。また、昨年12月に検討した結果を受けて、申請地周辺の違反転用地については基本的に農地復元し違反状態を是正していただくよう指導していくという方向性を事務局が決めたのであれば、その旨を再度、総会の場で報告するべきではないのか。報告しなかった事務局の不手際ではないのか。
岩 永 委 員	申請地の隣接地について、表面上は畑地に見えますが、大きな石も混じっているのでトラクターが入るとロータリーが壊れることになるとと思いますが、それはまた別問題の話だと思います。同じような状況の隣接地で対応が違うというのはいかがなものかと思えますし、承認するにしても不承認にするにしても齟齬があってはいけないと思えます。
建 部 委 員	非農地証明の申請がある農地は基本的に違反転用地だと認識しておりますし、申請地周辺は鳥取自動車道が開通したことにより以前とは状況が変わってきた区域になると思いますので、本件を承認することに問題ないと考えます。また、昨年12月に検討した結果を受けて事務局が方向性を決めたのであれば、その旨を総会の場で報告してもらわないことには我々農業委員は申請人に対して手続きに関する適切な助言が出来ませんので、事務局は総会の場で報告するべきだったと思います。
猪 口 委 員	申請地の隣接地では既に農地転用に関する申請書が提出されているのか。
議 長	農地転用に関する申請書はまだ提出されておらず総会で審議もされていませんが、他にも類似の案件が出てくることが想定されますので、鳥取市農業委員会としてどう判断・対応するのかが事前に検討したところです。
猪 口 委 員	違反転用地に対して強制力のある行政処分の権限が市町村農業委員会には与えられていない状況です。
議 長	強制力のある行政処分の権限がない状況のなかで、承認の可否については市町村農業委員会に委ねられているので、公正公平な判断をするべきだと考えます。
小林勉委員	そもそも非農地証明というのは、進入路が無い等の耕作不適な荒廃した農地に対して行うものではないのか。以前にほ場整備した区域で違法に埋め立てがなされた農地が農業振興地域内農用地区域から除外されていることには納得できません。
山田準委員	個人的な見解ですけれども、非農地証明とは小林勉委員が言われたとおりだと思います。また、申請地は耕作不適な状況ではなく、農地として復元し継続して利用することができると思いますので、本件は承認すべきではないと考えます。今後、農業以外の利用を考えておられるのであれば、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただくべきだと思います。
	(「それで良い」と呼ぶ者あり。)
岩 永 委 員	山田準委員が言われるとおりだと思いますし、申請地の隣接地と同様に違反状態を是正していただくよう指導すべきだと思います。また、申請地以外にも所有しておられる違反転用地も併せて是正していただくよう指導すべきだと思います。

小林一委員	優良農地を確保するという使命を帯びている農業委員会としては、先程みなさんが言われたような判断が妥当ではないかと考えます。ただ、懸念されるのは法律的な問題だと思います。鳥取県非農地証明対象地基準に合致しており、現状、農地性が無い状況の土地で今後も農業以外の利用がしたいといった申請は起こりうることで、それに対して農業委員会として非を唱えるのであれば、法律に基づいた判断が必要になると思います。可能であれば鳥取市の顧問弁護士等といった法律に詳しい方に相談していただき、法律に基づいた適正な判断が望ましいと考えます。
事務局	非農地証明については、農地法等の法令に基づく行政処分ではなく、鳥取市農業委員会が県からの通知等に基づき行っている行政サービスとなります。鳥取市農業委員会の慣例として、申請地以外に農業振興地域内農用地区域の違反転用地を所有しておられる方等からの申請については受理していなかったり、不承認としております。
小林一委員	掘り所となる根拠になる法律が無いというお話でしたが、市の行政サービス行為であっても慣例的な動きに基づく法的な判断は可能であろうと推察できますので、念のため法律に詳しい方に相談していただいた方が今後の判断材料になると思います。また、鳥取市農業委員会として、申請地以外に農業振興地域内農用地区域の違反転用地を所有していないことが申請の前提条件となるのであれば本件は申請のスタートラインに立てていないと考えます。
猪口委員	鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直された区域での非農地証明申請を不承認とするには理由が立たないのではないかと。
福田淳委員	鳥取県非農地証明対象地基準で記載があるように、申請地については進入路が無い等の耕作不適でやむを得ず耕作放棄した農地ではなく復旧が可能な土地だと思いますので、本件は承認すべきではないと考えます。
建部委員	何年前には申請地周辺の農地で非農地証明が承認された案件もありました。また、申請人から聞いた話によると、申請地以外には違反転用地を所有していないとのことでしたが、具体的に土地の所在はどのあたりになるのでしょうか。
事務局	申請地から約200m離れた土地が資材置場として利用されております。
加藤委員	現在は鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直され、除外されたことを受けての非農地証明申請だと思いますが、申請地で違反転用がなされた当時は農業振興地域内農用地区域だったのであれば、その時点に話を戻して議論すべきだと思いますので、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただくべきだと思います。
柳田委員	本件を不承認とすることに異論はありませんが、今後の対応に大きな影響を与えるものだと思います。今後、他にも類似の案件が出てくる可能性が高いのであれば、鳥取市農業委員会としてどう判断・対応するのか方向性を今のうちに決めておくべきだと思います。
福安委員	柳田委員が言われるとおりで、申請地以外に農業振興地域内農用地区域の違反転用地を所有しておられる場合や、申請地がいわゆる優良農地の場合等の非農地証明申請は承認すべきではないといった鳥取市農業委員会の判断基準を決めておくべきだと思います。
議長	先程みなさんに議論していただいたように鳥取市農業委員会の方向性としては、本件の申請地周辺の鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直され除外された区域の違反転用地については、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただくべきだと思います。また、申請人が申請地以外に農業振興地域内農用地区域の違反転用地を所有しておられる場合の非農地証明申請は承

認すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

建 部 委 員 申請地周辺の鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直され、除外された区域での非農地証明申請であれば、承認することに問題ないと考えます。

小林勉委員 本件については、申請人が所有している申請地以外の農業振興地域内農用地区域の違反転用地を農地復元し違反状態を是正されたことが確認できれば、承認しても良いのではないかと。

香川委員 本件について、申請地の隣接地に対して違反状態を是正していただくよう既に指導しているのであれば、同じような状況の隣接する土地で対応が違うというのは公平性に欠けると思っていますので、申請地についても同様に違反状態を是正していただくよう指導すべきだと思います。

建 部 委 員 昨年12月に検討した結果を受けて方向性を事務局が決めた後に、その旨を総会の場で報告すべきだったと思います。報告されていれば、今回のように審議が難航することはなかったと思います。総会の場で報告もなされず、水面下で事が進んでいくということはあるのではないかと。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり。)

事 務 局 申請地周辺は鳥取自動車道が開通したことにより農業振興地域内農用地区域が見直された区域になるため、今後、農地転用に関する相談等が増えることが想定されますので、昨年12月に違反転用地に対する今後の方向性を検討していただいたところです。その際には、県の担当部局とも協議したうえで、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただくという案と、農地復元を求めずに非農地証明で対応するといった案の2案をお諮りさせていただいたところ、過去の違反転用を安易に認めることになるため農地復元を求めるべきという意見が大半を占めており、違反転用地については基本的に農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただく必要があるという結論に至ったと認識しておりました。

昨年12月の際は、審議ではなく事例検討であったため採決はとっておらず、みなさんに今後の方向性に関する意見を求めるに留めていました。その後、実際に本件の申請地の隣接地での農地転用に関する相談が事務局にあった際に、鳥取市農業委員会総会の場での大半の意見として、農地復元し違反状態を是正していただいた後に農地法に基づく申請手続きを行っていただく必要がある旨を伝えたところ、違反状態の是正に向けて動かれたという状況です。

しかし、事務局はその件を総会の場で報告しておらず、鳥取市農業委員会の中での意思統一が出来ておりませんでしたので、そこは反省すべき点だと思っております。今後は情報共有を徹底してまいりたいと考えています。

建 部 委 員 申請地周辺は私の担当区域が近いので、ここ最近では重機等が稼働しており、違反状態の是正に向けて動かれているのかと推測は出来たが、きちんと総会の場で報告してもらわないことには我々農業委員には知る由もない。事務局は報告を怠った非を認めてほしい。

議 長 現場で動く委員にとって、特に農家のみなさんからの相談時には事務局との情報共有が非常に重要になりますので、委員と事務局との連携を密にすることが大事だと思います。また、昨年12月に検討した際もそうでしたが、みなさん様々な意見を持っていると思いますので、鳥取市農業委員会としての方向性を決めるには今後も引き続き議論を重ねていく必要があると思います。

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号23番について、不承認決定とすることにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は不承認決定とします。 続きまして整理番号 2 4 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 2 4 番の申請地は、河原町袋河原地内の田 1 筆、2 6 m ² です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	5 月 8 日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅敷地への進入路として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から 2 0 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 2 4 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 2 5 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 2 5 番の申請地は、菖蒲地内の田 1 筆、4 1 4 m ² です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から 2 0 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
家根委員	5 月 7 日に地元区長、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、昭和 4 0 年頃から地元の農業用施設および集会所として利用されておりましたが、施設の老朽化に伴う建て替えが予定されているため、現在は建物が取り壊されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から 2 0 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 2 5 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 2 6 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 2 6 番の申請地は、鹿野町鹿野地内の畑 1 筆、2 0 8 m ² です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員	5月8日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人が県外在住であり、申請地の現況は、雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号27番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号27番の申請地は、南安長一丁目地内の田1筆、453㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	4月30日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、公衆用道路として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第72号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第11号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年5月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規111件、更新42件、合計153件で、面積は、田468,686㎡、畑62,746㎡、その他8,655㎡、合計540,087㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権119件、使用貸借による権利34件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第12号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事	務	議案第12号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田328,751㎡、畑7,735㎡、その他320㎡。権利種別の内訳は、賃借権155件、使用貸借による権利26件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地の形状変更届出書の受理について (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
会	長	それでは、本日の検討事項に移ります。 レジュメにありますように、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について、及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について協議します。 事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、事前に送付した「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について、及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)をお手元に用意ください。 送付した文書に何か所か訂正箇所がありますので、まずそちらから説明させていただきます。 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について、2ページ目の担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、集積面積については農政企画が毎年調査を行っている「担い手の農地の利用集積状況調書」の集計結果をもとに記載しています。昨年度の集計結果を精査したところ、若干数字が異なっていましたので修正をお

願いたいと思います。具体的な箇所は、これまでの集積面積について、認定新規就農者、他市町村の認定新規就農者の耕作面積が参入されていなかったためそれぞれ修正を行いたいというものです。具体的には、これまでの集積面積である 1,558 ヘクタールを 1,627 ヘクタールに、またそれに伴って集積率を 22.42 パーセントから 23.41 パーセントに修正をお願いします。また、その下の令和元年度の目標及び実績についてもそれに伴って、集積目標を 1,608 ヘクタールから 1,677 ヘクタールに、集積実績についても 1,434 ヘクタールから 1,492 ヘクタールに修正をお願いします。なお、うち数で新規実績の数字の訂正もお願いします。こちらの数字は、従来ですと前年との集積実績の差し引きで記載をしていましたが、今回は実際に認定農業者、基本構想到達者等が 1 年間に集積を行った面積を積み上げて 77 ヘクタールで記載を行なっています。また、数字の変更で達成率についても 89.18 パーセントから 88.97 パーセントへ変更させていただいています。

なお、これらの「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、及び「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については農業会議より、6 月 5 日までにインターネット用に登録するよう文書が来ていましたので、この場で検討並びに決定をお願いしたいと思います。

会 長 事務局から本日での決定をお願いしたいとのことでしたが、皆様で何か御意見はございますか。

福安委員 最初のページの「新制度に基づく農業委員会」の部分で実数と内数の合計があってないのはなぜですか。

会 長 はい、事務局。

事務局 ここには、認定農業者や認定農業者に準ずるもの以下ありますが、あくまで総数の中での該当する「者」ですので実数とは一致しません。

福安委員 わかりました。

会 長 そのほか、何かありますか。

田中委員 新規就農者や担い手が農地を借りる場所の国道、県道、市道のすべての維持管理を借りた方が行うといった現状があります。

河川敷のあたりはすべて刈ることにしていますが、国、県、市道はなぜ道路から 1 メートルで終わってしまうのかといった問い合わせがありました。そこで草刈りしやすいように何かしてもよいか県に尋ねたことがあった。土嚢袋をおいて草刈りをするのであればいいのだが、法面を崩さないということであれば、草刈りをお願いしたいと思います。

この辺りを新規就農者や認定農業者が収益を増やそうとする部分について、矛盾があるんですよ。我々が総会の始めに唱和を行う部分において、そのためにブロック長、ブロック長を置いたんですが、この辺について我々ずっと鳥取市に合併してから役員が多かったが、この 3 年間にブロック長を活用した部分があったんですか。

会長、会長職務代理、事務局長、これらどのようにとらえてやっているんでしょうかね。

村で出た意見をどうやって報告するんですか。会長も農業分野については新聞なんかにはいいことを書いているんですよ。何のために我々はブロック長を決めたんですか。私は役員として認めてほしいんですよ。

地元の意見を反映させるために、ブロック長を決めたと私は認識しているんですよ。こんな状況だから担い手が育たないんですよ。そして認定農業者が食べていけないんですよ。会長も知っておられるように、概ね 300 万円ですよ。

(360 万円) と呼ぶ者あり。

田中委員 いや、概ね 300 万円で許認可される。この道筋さえできていませんよね。現場の状況、判断について非常に乏しいと思いますよ。

	<p>なんでブロック長を活用しないんですか。聞いてみたいですよ。</p>
会 長	<p>意見を持っておられるのなら随時聞いてみたいと思いますし、そもそもブロック長自体が機能していなかったとは思っていません。</p>
会 長	<p>事務局どうぞ。</p>
事 務 局	<p>そもそも、ブロック代表については農地利用調査、農地パトロールに取り組んでいただく目的を主として設置された経緯があります。</p>
事 務 局	<p>ブロック代表については、市域全体から6人出ていただいています但何度か集まっていたいて意見なりをいただいていると認識しています。決して全く機能していなかったことではないと考えています。</p>
会長職務代理者	<p>全く、田中委員の言われる通りだと思います。ブロック長の存在はありましたが自分たちのエリアでは、3回ほど集まって良い話ができたとおもっていますが、もって利用とか、積極的に活動するような場面があったともよかったのではないかと反省しています。</p>
建 部 委 員	<p>昨年、ブロック長が集まって何か問題点がないか取りまとめて渡したが、いまだに解決に至ってない。</p>
小林勉委員	<p>国府町と福部は何もしてない。</p> <p>(「そんなことはない」と呼ぶ者あり。)</p>
会 長	<p>建部委員のブロックでは、地域の詳細な状況をレポートしていただいて、地域のことをしっかりと見ていただいているなと思ました。それを皆さんに共有していただきたいということで、配布させていただきました。</p> <p>確かにブロックごとで温度差があったのかもしれませんが、もっと話し合いの時間を割いていただければよかったと私も感じています。</p> <p>座談会を何度か開かせていただいてブロック長といった肩書にこだわらず、それぞれが一委員として意見を言っていたいて話し合いの場で意見を交換できたらと思っています。</p>
山 田 委 員	<p>今日は点検・評価、活動計画を出してもらっていますが、普段の活動内容は点検・評価に現れてくると思っています。これを見ながら3年間の活動をどう評価するのか、どう反省するのかといったことが必要だと思います。</p> <p>また、視察にもいきましたがレポートを出して終わりなのではなく、視察の内容を踏まえて今後どうするのかといった取り組みも必要になってくると思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>点検・評価にはそれぞれの課題も明記してありますので、改めて振り返りを行っていただきたいと思います。また、目標計画については具体的な目標が記載されているのでしっかりやっていただきたいと思います。</p> <p>そのほか、御意見はありませんか。</p> <p>(「ありません」と呼ぶ者あり。)</p>
会 長	<p>あと、定期総会についてですが、例年、定期総会を開催していましたが今年度は新型コロナウイルスの関係で開催は難しいと考えています。</p> <p>定期総会は必ずしも開催する必要はありませんが、県農業会議に確認したところ、県内で定期総会を開催しているのは、鳥取市のほかに米子市と倉吉市くらいが開催しているようです。</p>

事務局	定期総会は毎回、報告事項と記念講演を行うくらいになっていますので、何か案があれば事務局まで提案いただければ思っています。
会長	そのほか、ありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり。)
会長職務代理者	以上で令和2年度第2回農業委員会総会を閉会します。 閉会 午後4時55分